



長野県報

3月16日(月)
令和2年
(2020年)
第89号

目 次

規 則

長野県社会福祉総合センター管理規則を廃止する規則（地域福祉課）	1
学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）	1
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（高校教育課）	2
産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（高校教育課）	2
学校運営協議会規則の一部を改正する規則（高校教育課）	2

告 示

土地収用法に基づく事業の認定（総合政策課）	2
社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録（介護支援課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の住所等の変更届出（会計課）	4
長野県収入証紙売りさばき人の指定の取消し（2件）（会計課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
文化財保護条例に基づく長野県宝の指定（文化財・生涯学習課）	5

公 告

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（7件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	6
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	16
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	16
特定調達契約に係る一般競争入札（学びの改革支援課）	16
警備業法に基づく検定の実施（生活安全企画課）	17



長野県社会福祉総合センター管理規則を廃止する規則を
ここに公布します。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第10号

長野県社会福祉総合センター管理規則を廃止する規則

長野県社会福祉総合センター管理規則（昭和47年長野県規則第43号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

地域福祉課

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月16日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第2号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「及び第2号」を「から第3号まで」に改め、同項第2号中「次項第3号」を「次項第4号」に改め、同条第2項第1号中「業務」の次に「（次号に掲げる業務を除く。）」を加え、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）第5項に規定する被害が特に甚大な非常災害時における学校の施設等に避難している者の救援の業務

第4条第6項を次のように改める。

6 条例第24条の3第2項に規定する教育委員会が定める業務は、第2項第2号に掲げる業務とする。

第5条中「第5号の」を「第6号の」に改め、同条第1号中「(前条第5項の業務に従事した場合は、16,000円)」を削り、同条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げる、同条第3号中「前条第2項第3号」を「前条第2項第4号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「前条第2項第2号」を「前条第2項第3号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第2号の業務 16,000円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の学校職員の特殊勤務手当に関する規則の規定は、令和元年10月12日から適用する。

高校教育課

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月16日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第3号

長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

長野県立高等学校管理規則(昭和31年長野県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1の長野県立伊那農業高等学校の項中

「 生産環境科
園芸科学科
生物科学科
緑地創造科
生物生産科 」
を 「 生物生産科 」 に改め、同表の
「 」

長野県松本県ヶ丘高等学校の項中

「 普通科
英語科 」
を 「 普通科 」 に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高校教育課

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月16日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第4号

産業教育手当の支給に関する規則及び定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「及び同法」を「、同法」に、「について」を「及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例

例第31号)第4条の規定により採用された短時間勤務職員である学校職員について」に改める。

(1) 産業教育手当の支給に関する規則(昭和33年長野県教育委員会規則第3号)第3条

(2) 定時制通信教育手当の支給に関する規則(昭和36年長野県教育委員会規則第1号)第3条

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高校教育課

学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月16日

長野県教育委員会

長野県教育委員会規則第5号

学校運営協議会規則の一部を改正する規則

学校運営協議会規則(平成28年長野県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

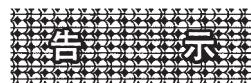
第1条第1項中「第47条の6第1項」を「第47条の5第1項」に改める。

第8条中「第47条の6第4項」を「第47条の5第4項」に改める。
第9条中「第47条の6第6項」を「第47条の5第6項」に改める。
第10条中「第47条の6第7項」を「第47条の5第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

高校教育課



長野県告示第103号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和2年3月16日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

川上村

2 事業の種類

川上村役場駐車場増設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県南佐久郡川上村大深山字和田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

川上村役場駐車場増設整備事業(以下「本件事業」という。)は、社会教育法による公民館及び村が設置する庁舎の駐車場の